

社会福祉法人翔風会  
役員等の報酬等に関する規定

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人翔風会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規定で役員とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席日当）

第3条 役員が各会に出席したときは、別表1により日当を支給する。

- 2 交通費は報酬に含まれるが、鹿児島市外からの出席については実費弁償費を支払う。
- 3 1項及び2項にかかわらず、役員は本人の意思により日当等を受取らないことができる。

（業務報酬）

第4条 役員が、理事長の命を受けて理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する介護、福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（監事の報酬）

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、1回の業務について別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費）

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費を支給することができる。

（適用除外）

第7条 事業の職員を兼務する役員等は、この規定は適用しない。

附則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成29年6月23日から施行する。

附則

この改正規定は、令和元年6月21日から施行する。

別表1（第3条関係）

名称等		日当額	旅費
理事	理事会出席 日当	3,000円	鹿児島市外からの出席者に 距離に応じた実費支給
監事		5,000円	
評議員	評議員会出席 日当	3,000円	
監事		5,000円	
評議員 選任・解任 委員	評議員 選任・解任委員 出席日当	2,000円	

別表2（第4条及び第5条関係）

名称等		1回報酬額	旅費
理事	業務報酬	3,000円	喜入地区以外での 業務実施にあたっては 距離に応じた実費支給
監事		10,000円	
評議員		3,000円	
評議員 選任・解任委員		2,000円	

別表3（第6条関係）

名称等		出張旅費
理事	出張旅費	実費相当額
監事		
評議員		
評議員 選任・解任委員		

※評議員に対して、各年度各人の総額が5万円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。

※理事及び監事に対して、各年度各人の総額が10万円を超えない範囲で報酬等として支給することができる。